

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 年 月 日 現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 : 029-273-0329 (午前8時30分～午後5時15分)

担 当 : 永井順子(管理者) 皆川麗子 三好美佳

*ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. ひたちなか市医師会居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の介護保険事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	ひたちなか市医師会居宅介護支援事業所
所在地	ひたちなか市石川町20番32号
介護保険事業所番号	居宅介護支援 (0872100045)
サービスを提供する地域	ひたちなか市内

(2) 職員体制

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管理者(介護支援 専門員兼務)	1 名		管理業務
介護支援専門員	3 名		ケアマネジメント
事務職員	1 名		事務業務

(3) 営業日及び営業時間

営業 : 平日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 まで

休業 : 土日祝日 夏季休暇 8月13日～15日、年末年始 12月29日～1月3日

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

別途、説明します。

4. 居宅介護支援事業所の義務について

- ・居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療期間に提供するように依頼します。
- ・利用者が医療系サービスを利用している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。その場合、この意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画書を交付します。
- ・居宅サービス事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、その他の利用者の心身または生活状態について、主治医・歯科医師・薬剤師に必要な情報を提供します。
- ・居宅サービス計画は基本方針及び利用者の希望に基づき作成され、利用者は複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めること、当該事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求めることができます。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

5. 利用料金

(1) 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険制度において、保険料の滞納などにより保険給付金が直接事業所に支払われない場合には、滞納の期間によって、サービスの負担割合等が大きくなったり、また、一旦全額を自己負担していただきます。

(後日、市の介護保険窓口で当事業所から発行する証明書を持参し申請すると、支払った金額の一部差し戻しが受けられる場合などがあります。)

(2) 交通費

ひたちなか市内にお住まいの方は無料です。

市外の方は片道概ね 10km未満 300円

事業所から10kmを超えた距離 50円／km加算

(3) 解約料

料金は一切かかりません。

(4) その他の料金

特別な記録物に係わる経費 …… 実費相当の費用負担

6. 秘密の保持

(1) 事業所、介護支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は、契約終了後も同様です。

(2) 事業所は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者及びその家族の個人情報はいりません。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営方針

利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき可能な限り居宅において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

また、保健、医療、福祉サービス等が総合的に提供されるように配慮します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

① 居宅サービス計画の作成

- ・担当者の設置
- ・利用者への各種サービス情報の提供
- ・利用者の実態把握
- ・居宅サービス計画の原案作成
- ・利用者の同意

② サービスの実施状況の継続的な把握評価

(3) サービスの利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方は事業所に申し出ください。
課題分析の方法	T A I 判 定
介護支援専門員の研修の実施	茨城県及び県央地区の研修会への参加
利用料金	前記 5 参照

8. サービス内容に関する相談苦情

当事業所お客様相談・苦情担当

当所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

担 当 : 永井順子(管理者) 皆川麗子 三好美佳
ひたちなか市医師会居宅介護支援事業所
電 話 : 029-273-0329

9. 事故発生時の対応

居宅介護支援、または当該居宅介護支援に基づく居宅サービスに関連し事故が発生した場合は、速やかに必要な措置が講じられるよう、関係機関と対応方法を定め、関係機関に周知して協力を依頼します。

10. 当事業所の概要

名 称 ひたちなか市医師会居宅介護支援事業所
管 理 者 永井順子
住 所 〒312-0057 ひたちなか市石川町20番32号